

# 河川法第 4 条第 1 項の 一級河川の指定等について

令和元年 6 月 6 日

水管理・国土保全局 水政課

# 河川の管理区分について

**一級河川** ※ 河川管理者は、国土交通大臣  
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

**指定区間外(直轄管理区間)** (国土交通大臣管理)  
一級河川の中でも重要度の高い区間。

**指定区間** (一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。)  
国土交通大臣が指定。

**二級河川** ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長  
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

**準用河川** (市町村長管理)  
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

**普通河川** (市町村長管理)  
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

# 一級河川指定等の根拠条文

## 河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

## (参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

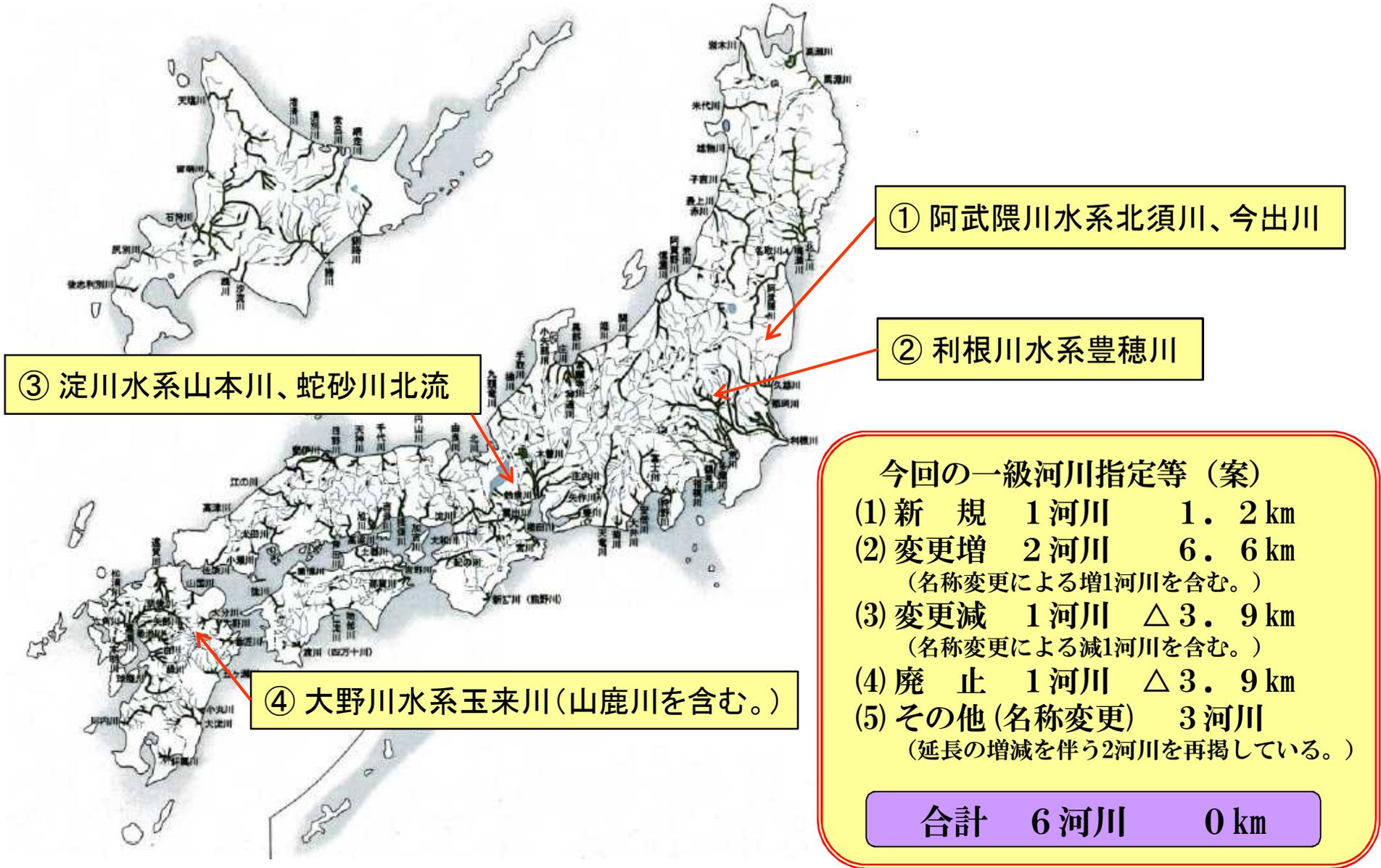
- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※ なお、既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

(出典)

平成24年10月30日開催  
河川分科会資料より

# 一級河川指定等(案)の全国位置図



① 阿武隈川水系北須川、今出川

② 利根川水系豊穂川

③ 淀川水系山本川、蛇砂川北流

④ 大野川水系玉来川(山鹿川を含む。)

今回の一級河川指定等(案)

(1) 新規	1河川	1.2 km
(2) 変更増	2河川	6.6 km (名称変更による増1河川を含む。)
(3) 変更減	1河川	△3.9 km (名称変更による減1河川を含む。)
(4) 廃止	1河川	△3.9 km
(5) その他(名称変更)	3河川	(延長の増減を伴う2河川を再掲している。)

**合計 6河川 0 km**

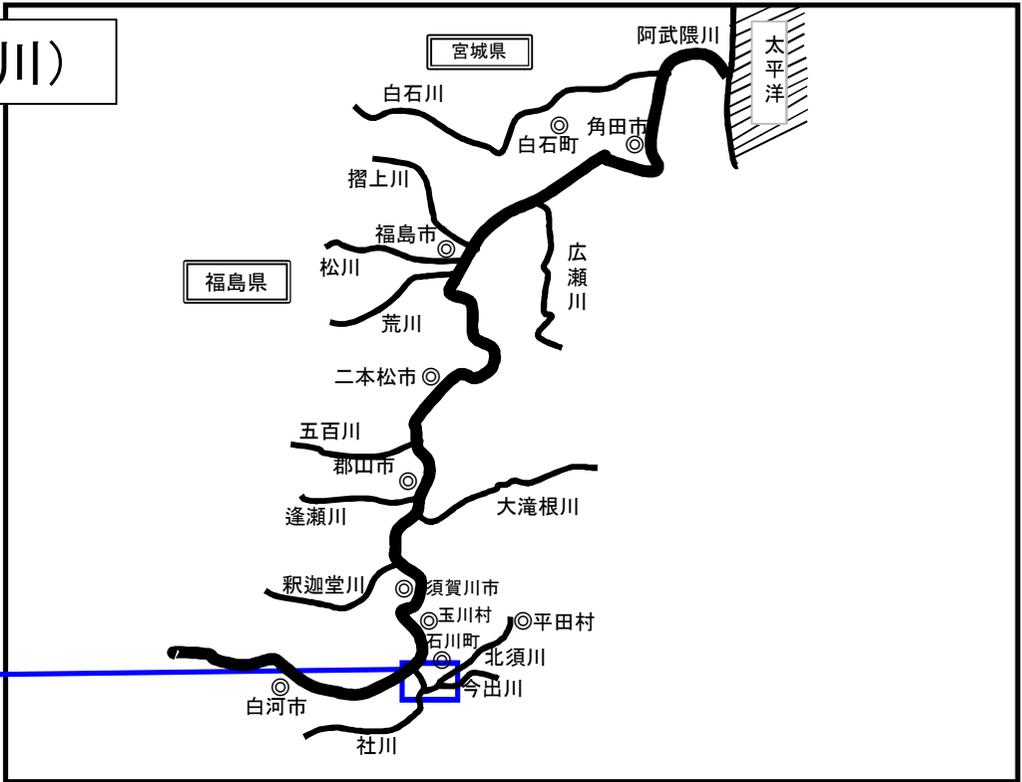
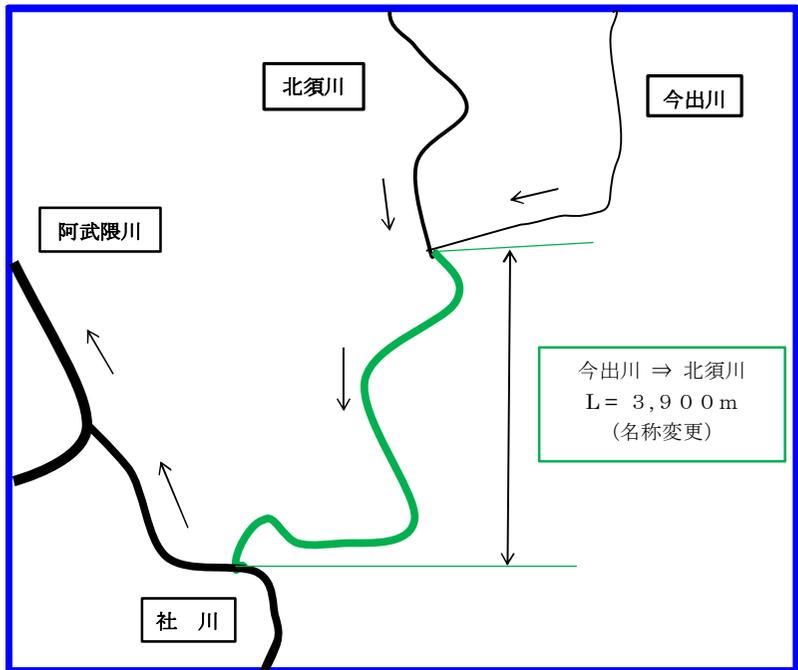
きたすかわ      いまでかわ

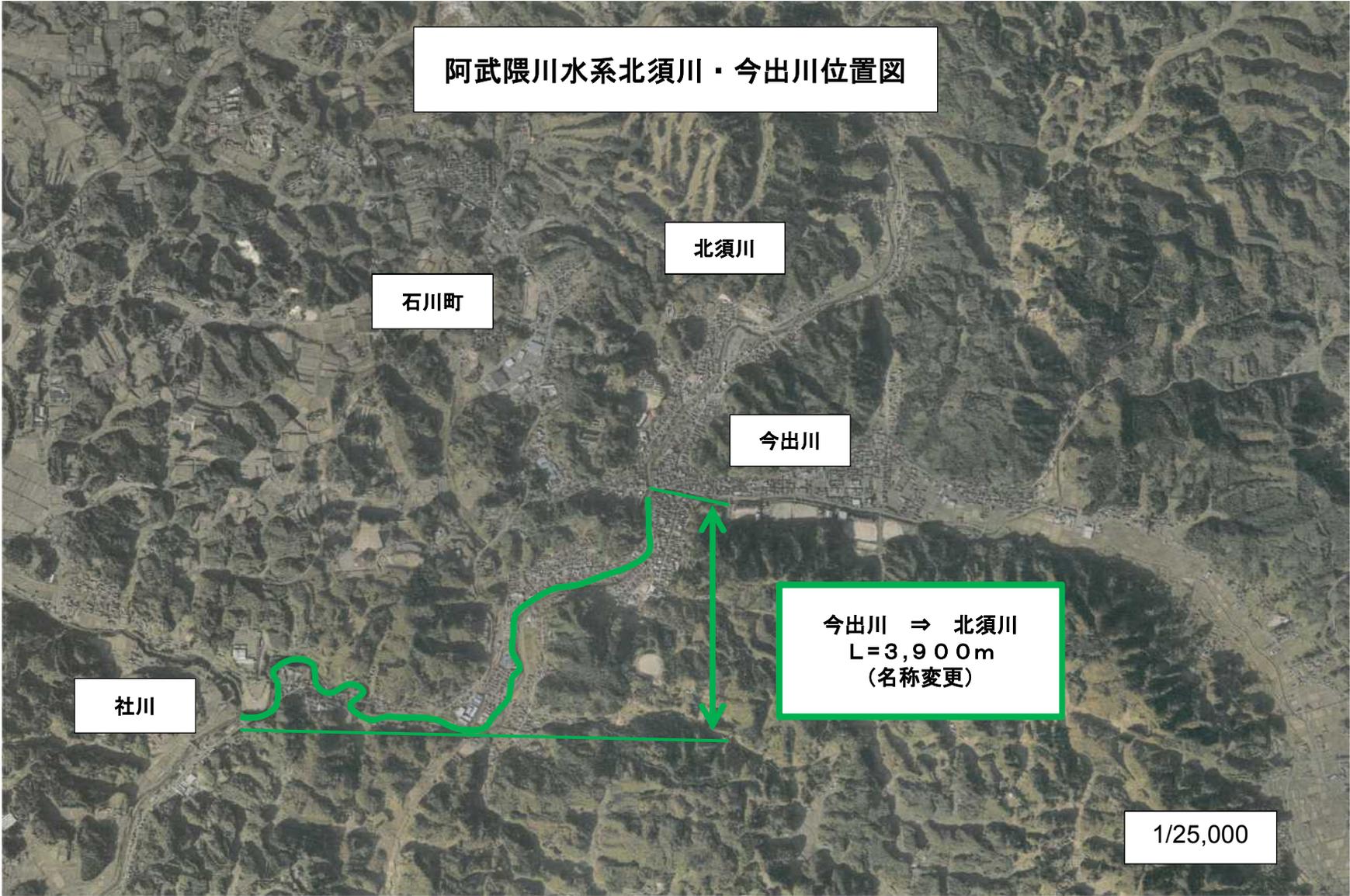
# ①阿武隈川水系北須川、今出川

## 河川指定等の概要

阿武隈川水系今出川の、北須川合流点から社川合流点までの区間については、石川町の歴史資料の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「北須川」とするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。

阿武隈川水系略図(北須川、今出川)





## ②利根川水系豊穂川

### 河川指定等の概要

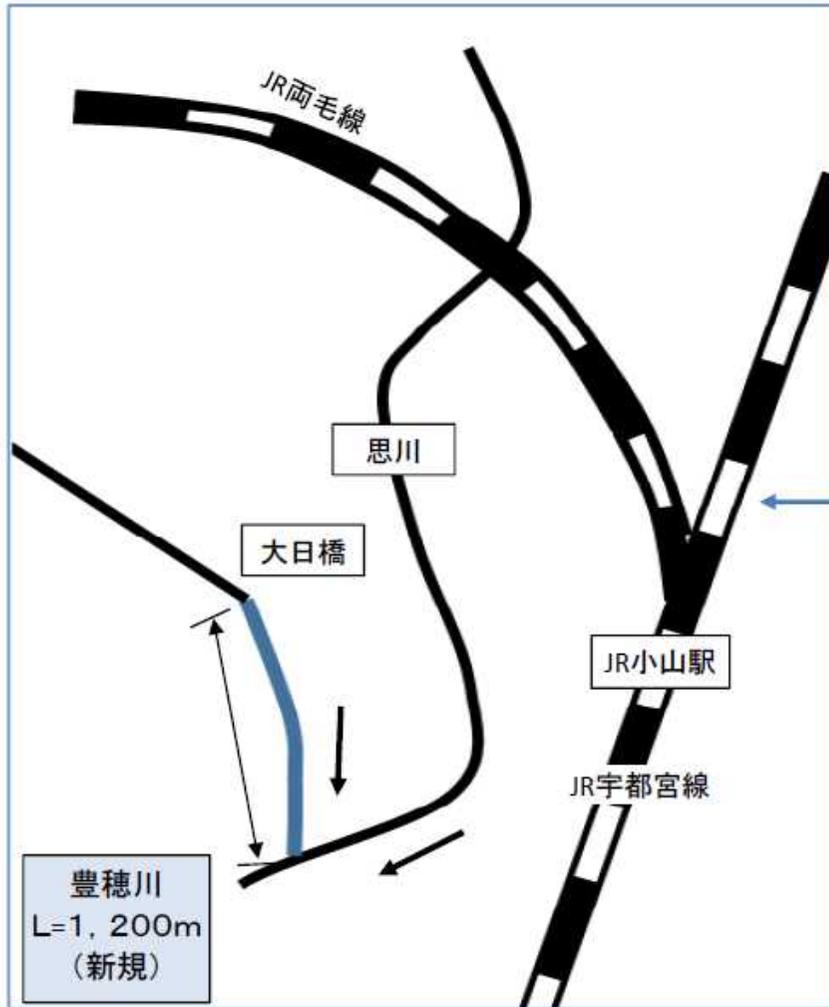
利根川水系豊穂川では、度々発生する氾濫対策として、平成31年度より河道拡幅等工事の河川改修を実施するため、一級河川の指定(新規)を行うこととする。

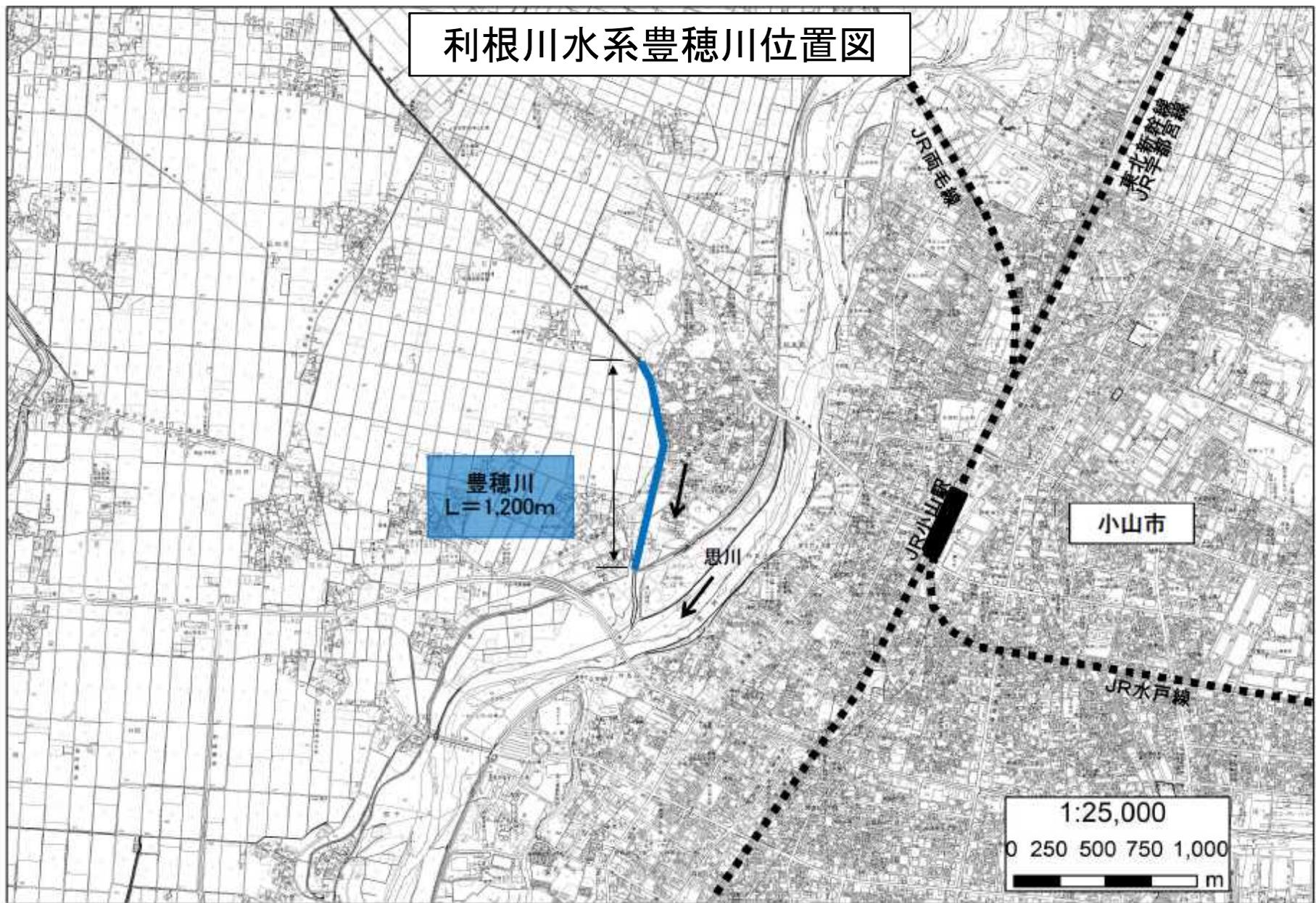
※指定にあたっての考え方:「1 整備の必要がある区間」

### ～豊穂川改修の経緯～

- ・平成23年 台風により床上浸水6戸等の被害が発生
- ・平成27年 豪雨により床上浸水768戸等の被害が発生
- ・平成31年 一級河川の指定(新規)
- ・平成31年 河川整備計画変更
- ・平成31年 事業着手

# 利根川水系略図(豊穂川)





### ③淀川水系山本川、蛇砂川北流

#### 河川指定等の概要

淀川水系山本川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、県営かんがい排水事業に伴い河川改修工事を行い、現一級河川区間の合流部が蛇砂川から西之湖へ流入する形へ変更となったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。

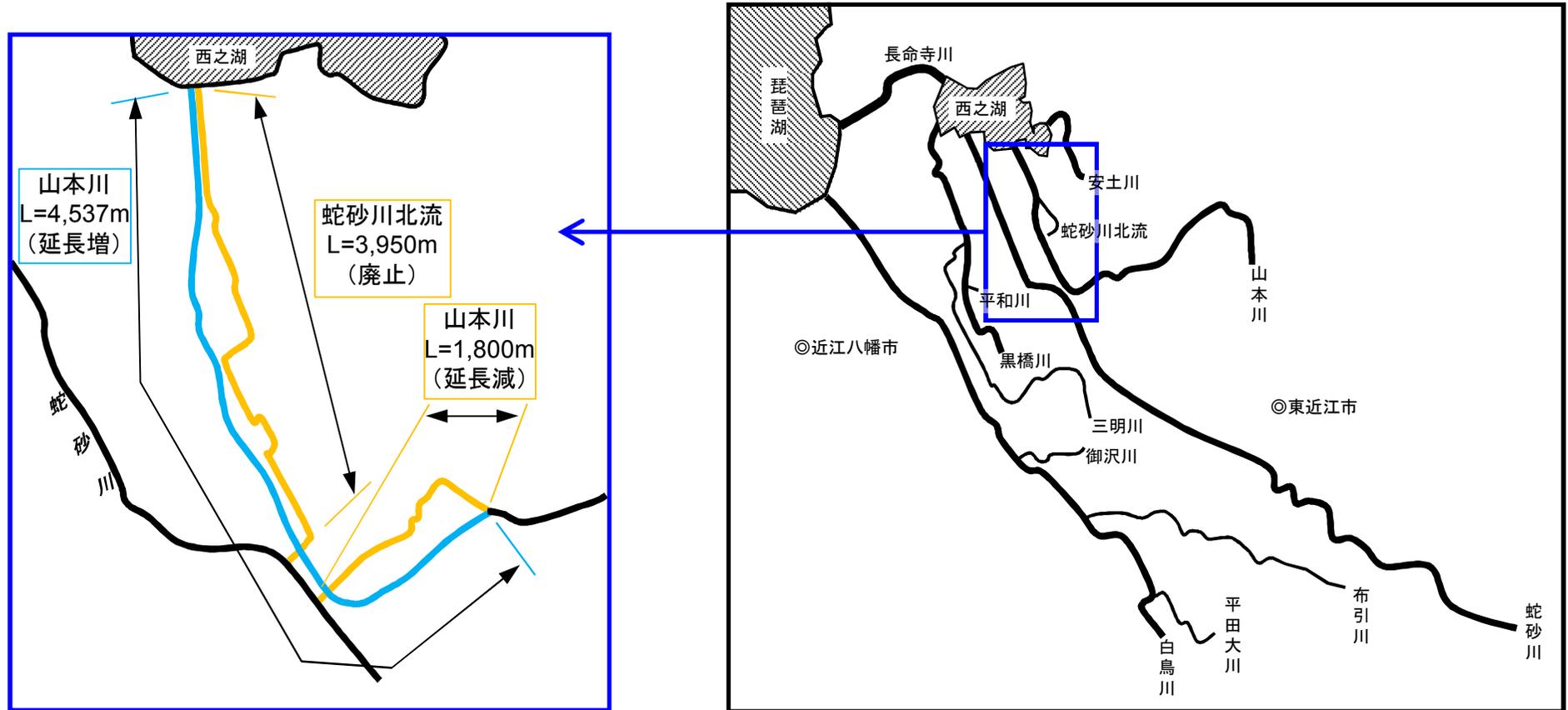
また、同水系蛇砂川北流では、同工事にて洪水流下機能を山本川へ振り替えたことから、一級河川の指定の廃止を行うこととする。

※指定にあたっての考え方:流路の変更

#### ～山本川改修の経緯～

- ・昭和61年 県営かんがい排水事業着手
- ・平成29年 工事完了
- ・平成31年 一級河川の指定の変更(延長増)

# 淀川水系略図(山本川、蛇砂川北流)



# 淀川水系山本川、蛇砂川北流位置図



## ④大野川水系玉来川(山鹿川を含む。)

### 河川指定等の概要

大野川水系玉来川の、産山村内を流れる区間(上流端から大利橋まで)については、産山村の歴史資料の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「山鹿川」の呼称も使用できることとするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。

大野川水系略図(玉来川(山鹿川を含む。))



# 大野川水系玉来川(山鹿川を含む。)位置図

